



岡喜商店で

農業をはじめました

株式会社 岡喜商店

竜王町 農業委員会だより

編集・発行
竜王町農業委員会
TEL：58-3712

令和六年度滋賀県果樹品評会の梨の部門で初出品でまさかの農林水産大臣賞を拝受させていただくという栄誉を受け、ここにこうして厚かましくも寄稿させていただく機会を得ました株式会社岡喜商店です。

梨については、山之上生産組合の組合員として個人の名前で、組合発足当時から生産、出荷に取り組んでおりましたが、どちらかというと、農地を荒らしてはいかん、美味しいものは作りたいが、細やかな作業に手が行き届かず、どうにかこうにか、スタッフや近隣農家さんに助けてもらいながら維持してまいりました。

一方で、『近江牛肉』の販売と飲食店経営が事業の柱となっていた株式会社岡喜商店ですが、「より豊かな食文化の創造」という会社理念

のもと、地元産食材をできるだけ使おう、更に、地元で作ってみよう、という動きに一歩踏み出そうということで、「梨」の生産、販売を事業者移譲した直後のことでした。本年は梨だけにとどまらず、施設栽培のミニトマトやイチゴにも挑戦します。まだまだ始まったばかりで、投資回収計画、計画の見直しを繰り返しながら進めてまいりたいと考えています。

まもなくアグリパーク竜王さんや岡喜本店の店頭にミニトマトやイチゴが並び、皆様がどうぞよろしくお願いたします。



きらりファーマー

持続可能な農業の発展に期待

市田 太芽男

令和四年三月に定年退職し、一年間滋賀県立農業大学校就農科（以下、農大）で農業の勉強をしました。父母が花卉園芸農家で、近所の方々とストック栽培を手掛け、一昔前までストックの産地として頑張っていました。父が亡くなり、私も花卉について学ぼうと考えたのが農大入校へのきっかけでした。

農大での一年間はあっという間でしたが、そこでは実習を中心に座学もあり、農業に役立つ様々なことを学びました。特に大型特殊及びけん引免許（いずれも農耕車限定）、農業簿記三級、食品衛生管理者等の資格取得できたことはありがたかったです。また、共に農大で学んだ方々とはその後も繋がりがあり、困りごとなどを相談し合える仲間として友好を深めています。

先日農大就農科同窓会、「あしは農匠会」に参加し、諸先輩方も含めた交流を行ってきました。その際に知ったことですが、国の経済状況や物価高（特に園芸資材等の高騰）を反映してか、これまで十数名いた農大への入校生が激減し、近年は数名程度らしく、改めて農業政策等の見直しを行ってほしいと強く感じました。

農大修了後については、水稻に加え、ビニールハウス三棟と露地で、野菜（ミニトマト、ナス、キュウリ、スナックエンドウ等）と花卉（スリ等）を栽培し、多くは道の駅に出荷しています。諸事情により、手広くやっているわけではなく、地元中心に年老いた母にも手伝ってもらいながら、ぼちぼちとやっています。

昨年度、自治会の区長をさせていただき、自治会の皆さんと共同して、水路の泥上げや軽微な補修、農道の路面維持や除草作業等の保全活動に積極的に取り組んでいただきました。竜王町はこの豊かな田園風景も含めて竜王町だと思っています。地域の皆さんと一緒にしながら豊かな農業環境と景観形成等を図り、農村環境の良好な保全に取り組んでいることを実感しています。

今後は自治会で策定した「地域計画」に基づきながら、地元農業の持続可能な発展に少しでも貢献できたらと考えています。



ビニールハウスを臨んで

農業用施設の設置は、農地転用許可不要の特例に該当する場合があります

令和7年4月の農地法改正により、「認定農業者が農地を地域計画に定められた農業用施設に転用する場合」は一定の要件を満たした場合、転用許可を不要とする特例が新設され、農地転用許可の迅速化が図られることとなりました。

また、従来どおり自己所有地において2a未満の自己用農業用施設を設置する場合も転用許可を不要とする特例に該当する場合があります。

特例を活用するには、申出書の提出等必要な手続きがありますので、事前に農業委員会事務局（TEL 0748-58-3712）までご相談をお願いします。



若い今こそ年金アクション！

詳しくは… 農業者年金基金 検索
<https://www.nounen.go.jp>

若い農業者の皆さん！ 自分の老後自分で守れますか？

農業者年金なら・・・

- **保険料は自由に選べる！**（2万円～6万7千円、千円単位）
さらに、35歳未満であれば、**1万円からでも加入可能！**
- 認定農業者で青色申告者等には、**国庫補助で手厚い支援！**
1万円の自己負担で2万円の積み立てが実現！
- 自ら支払った保険料は、**全額社会保険料控除の対象！**
その他にも、**税制面で優遇措置がある！**

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
- ・国民年金第1号被保険者（60歳未満）又は、国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）

※詳しくは、農業委員会事務局、またはJAへ！



編集後記

今年は、梅雨も短く、毎年のように夏の最高気温が更新される様な気候でした。

この様な気候の中で、農業者にとって作物の管理方法も毎年、柔軟な対応をしていかなければなりません。

この対応を考え実行するのも農業という職業の面白さでもあるように思いますが、農家の減少、後継者不足は解決されない状況です。

各集落で策定した地域計画を今年には実用することにより、地域における農用地の効率的、総合的な利用ができればと思います。

又、食育を通して子どもの頃から農業との距離を縮めることにより農業を職業の一つとして考えるきっかけになるよう農業委員としても取り組んでいきたいと思っています。

今後とも皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

編集委員

久田 順子 井口 和人
勝見 太一 松林 八好
中島美佐枝 諸田 友美
小出 豊 松瀬 伊

女性委員の活動

令和7年6月に第29回湖国女性農業・推進委員協議会総会・研修会がキラリ工草津で開催され、本町からは女性委員、会長、副会長が出席しました。

研修会では長野県の有限会社トップリバー嶋崎田鶴子取締役会長による「令和の農業界の女性の役割について」の講演が行われました。



令和7年8月には東近江地域農業委員会連絡協議会を母体とした女性委員交流会が開催され、管内2市2町の女性委員、農業委員会会長（総人数17人）が参加しました。

今年は、「私が経営する（したい）農産物直売所について」をテーマに、2班に分かれてグループワークを行い、開業するお店のコンセプトから集客活動まで6つのステップに合わせて自由に意見を出し合いました。

また、グループワークを通じた交流後に各班それぞれが思い描く直売所について発表を行いました。

当交流会は令和5年度に発足後、役員会も合わせると年2から3回開催されており、東近江地域で活躍する女性委員と会長の意見交流の場として大変有意義なものとなっています。

交流会を通じて学んだ内容を活かして、引き続き女性委員活動の活性化に努めていきたいと思ひます。



次年度（令和8年度）から「所有者および耕作地に関する調査（8・1調査）」を廃止します



詳細については、左記QRコードからご確認いただけます。



地域計画

本町では令和6年度末をもって全集落において地域計画の策定が完了し、今後は同計画のブラッシュアップ、実行、実現のステージに移ることとなりました。

農地利用最適化推進委員および農業委員は関係機関と連携のうえ、地域の話し合い活動への参画、農地の利用調整の促進を行っていきます。

令和7年3月に「次世代に向けた地域農業推進研修会」が開催されました。

本研修会では株式会社農林中金総合研究所研究員を講師に招き、地域計画の具現化に向けて集落営農組織をめぐる状況や今後について事例を交えた講演が行われました。



（次世代に向けた地域農業推進研修会の様子）

また、令和7年8月には地域計画説明会が開催され、地域の話し合い等により地域計画を変更する場合の手続き等について説明が行われました。

町における「地域計画」の取組状況については、右記QRコードからご確認いただけます。



（地域計画説明会の様子）

農地の権利設定についての注意点

令和7年4月から農地の権利設定は農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた手続きに一本化され、策定された地域計画（目標地図）に基づき権利設定を行う必要があります。

また、目標地図と異なる権利設定を行う場合、地域計画（目標地図）の変更が必要となります。

- 機構を通じた農地の権利設定は機構を介した契約となるため、賃料（地代）の受払いも機構を通じて行う必要があるなど、従来の二者間の契約（相対契約）とは大きく異なりますのでご注意ください。
- 農地法第3条に基づく手続きも引き続き可能ですが、機構を通じた手続きと同様に地域計画（目標地図）に基づく必要があります。

※農地の権利設定に関するお問い合わせは農業振興課農業委員会係（TEL 0748-58-3712）までお願いします。